

●香川県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年2月3日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和4年9月1日	薬局日本メディカル 坂出市室町三丁目6番26号	日本メディカルシステム株式会社 代表取締役 高木友直 千葉県市川市塩焼二丁目1番1号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和4年12月21日	絆ケアプランサービス 東かがわ市小砂509番地1	株式会社 絆 代表取締役 山下由奈 さぬき市津田町津田23番地5	居宅介護支援